

利根川上流総合管理所廃棄文書溶解等業務（単価契約）仕様書

1 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構利根川上流総合管理所（以下「発注者」という。）が発注する「利根川上流総合管理所廃棄文書溶解等業務（単価契約）」（以下「業務」という。）に適用する。

2 業務概要

本業務は、発注者が廃棄する文書について、回収場所からの積込収集・運搬・溶解処理をし、再資源化（以下「処分等」という。）を行うものである。

契約方式は、処分等を行う文書1kg当たり等に係る単価契約とする。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和8年12月25日まで

4 回収場所（別添平面図参照）

群馬県沼田市上原町1682番地 利根川上流総合管理所3階 倉庫内

※エレベーター（積載最大600kgまで）利用可

5 処分等予定回数・予定数量

予定回数：2回

予定数量：4,200kg（1回目：3,700kg 2回目：500kg）

回収予定時期：1回目：令和8年8月31日まで

2回目：令和8年11月30日まで

※発注数量（実績）は予定数量に対して増減があるものとし、増減があっても本業務で見積りした単価を適用するものとする。

6 回収予定日・時間

具体的な回収日時については、発注者と協議の上、決定する。なお、回収日時は平日8：30～17：00までの時間帯を予定している。

7 業務内容及び履行確認

発注者より排出される廃棄文書を、適法かつその内容物の機密を厳重に保持した上、溶解処理を行うものである。

- （1）廃棄文書は、法人文書及び機密文書である（いずれの文書も印刷用途工用紙等、紙ファイル並びにホッチキス・クリップ綴じ文書及び綴り紐綴じ文書を含む。）。
- （2）運搬用車両については、荷台はコンテナ式等密閉型を使用し、落下、飛散、流出等の防止を確実にできるものであること。また、運搬用車両は、混載便ではなくチャーター便（貸切便）で搬送すること。
- （3）受注者は、文書の溶解処理が完了したことを証する溶解証明書（処理数量（kg）、処理日の記載が必要）及び作業状況の写真を、回収の都度、提出すること。

8 秘密保持

受注者は、本契約に関して知り得た情報を、本契約の目的以外に使用、または第三者に開示、もしくは漏洩してはならない。また、そのために必要な措置を講じることとし、本業務の履行期間終了後も同様とする。

9 その他

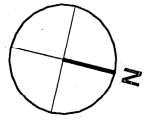
- (1) 廃棄する文書 1 kg の単価をもって契約を締結するので、文書 1 kg 当たりの処分等にかかる一切の費用を見積もった額（1 kg 単価）を見積書に記載すること。ただし、予め見積書に金額を明示した場合に限り、運搬用車両、証明書等発行の費用は 1 kg あたり単価とせず、例えば、処理数量 2,000 kg を車両 1 台による運搬可能数量として 1 台当たりの単価、また、証明書等発行 1 回当たりの単価として設定するなど、別計上可とする。
- (2) 受注者は、発注者との契約締結後、履行期間中に ISO/IEC27001 認証の有効期限が到来する場合は、有効期限満了後の最初の回収作業の日までに、作業日における認証の継続を証明する書類の写しを提出するものとする。ただし、同日までに「ISMS 認証取得組織検索」により認証済の情報が公表されている場合はこの限りではない。
- (3) 発注者は、受注者から本業務の請求書が提出されたときは、溶解処理証明書の結果と照合の上、料金を受注者に支払うものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、定める。

以上

建 物 図 面 台 帳

NO 1-4

整理番号	1	事業所	沼田総合管理所	建物名	庁舎
------	---	-----	---------	-----	----



3階平面図

図面名						備考
3階平面図						

